

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 27 回魚類・水産製品部会

日時 : 2005 年 2 月 28 日 (月) ~ 3 月 4 日 (金)  
 場所 : ケープタウン (南アフリカ共和国)

## 議題

1.	議題の採択
2.	本部会に対する付託事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項 : 二枚貝中の生物毒に関する FAO/IOC/WHO 特別合同専門家会合
3.	イワシ・イワシ類缶詰規格改訂原案
4.	塩蔵塩干魚製品規格改訂案 (サンプリング及び分析)
5. a)	魚類・水産製品取扱規範案 : 養殖に関するセクション
b)	魚類・水産製品取扱規範案 : その他のセクション
6.	活及び生鮮二枚貝類製品規格原案
7.	急速冷凍ホタテ貝柱製品規格原案 水分含量に関する討議資料
8.	くん製魚製品規格原案
9.	チョウザメキャビヤの製品規格原案
10.	魚類・水産製品規格への魚種追加手順に関する討議資料
11.	イワシ・イワシ類缶詰製品規格の表示セクションの改訂に関する討議資料
12.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

## 第 27 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 概要

## 1 開催日及び開催場所

平成 17 年 (2005 年) 2 月 28 日 (月) ~ 3 月 4 日 (金)  
ケープタウン (南アフリカ共和国)

## 2 参加国及び国際機関

46 加盟国、EC、1 国際機関 (合計) 135 名が参加

## 3 我が国からの出席者

独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 利用加工部長	福田 裕
農林水産省水産庁漁政部加工流通課 課長補佐	今村 順
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 主任研究官	豊福 肇
テクニカルアドバイザー	
社団法人大日本水産会 品質管理部長	高鳥 直樹

※以下は、主要な議題のみを抜粋したものである。

## 議題 6. 活及び生鮮二枚貝類製品規格原案

## (1) 経緯

第 22 回魚類・水産製品部会 (1996 年) で貝類 (Molluscan Shellfish) の基準を作成することに合意し、第 43 回執行委員会 (1996 年) で新規作業として承認された。第 23 回部会において、基準の対象を二枚貝 (bivalve molluscs) にしぼることが合意された。

対象範囲、採捕後の処理、標的とすべき病原微生物を取り扱う方法および食品添加物の使用等が主な検討事項。

## (2) 会議結果のポイント

米国より、活二枚貝、生鮮 (活ではない) 二枚貝、及び加工された二枚貝をそれぞれ別の文書とする修正案が提案されたが、この提案についてさらなる検討が必要であることから、本規格案をステップ 3 に差し戻し、米国が各国コメントを基に再度改訂案を作成し、次回部会で検討することを合意した。

また、FAO/WHO 合同専門家委員会より貝毒とビブリオのリスク評価に関する報告がなされ、貝毒に関する専門家会合からの科学的なアドバイスの内容を詳細に検討するため、カナダを議長とする作業部会を設置することとなった (我が国も参加)。

さらに、二枚貝におけるビブリオおよびウイルス管理の重要性から、この問題を食品衛生部会で早い段階から検討してもらうため、本規格原案の関連部分を送ると共に、同

部会においてビブリオおよびウイルスのリスク管理の作業をすすめるよう勧告した。

## 議題 7. 急速冷凍ホタテ貝柱製品規格原案

### (1) 経緯

ホタテ貝柱は凍結する前の真水による洗浄工程などで水分吸収を起こすため、過度に水分含量が高くなった冷凍貝柱が流通し国際貿易上の問題となっていたところ、第 22 回部会（1996 年）より規格の検討が開始された。

本規格案の主たる関心事は、過度の水分量は消費者に対する経済的欺瞞行為であり、公正な貿易を損なうものであるとして、貝柱の吸水規制（製品の水分基準値）にある。

水分基準値は、当初案では 81%となっていたが、各国で種類、季節による水分変化、漁獲方法、漁獲後の取り扱いなどが異なり、統一的な基準値を設けることは困難であることから、今次会合において、作業部会は水分基準値の問題に対して、次の 4 つのオプションを提示した。

オプション 1：単一の基準値（水分量%）を設定しない。代わりに水分規制に係る原則を記載する。

オプション 2：種毎に基準値を設定する。

オプション 3：全ての種に適用する、単一の基準値を設定する。

オプション 4：基準値に幅を持たせる。各国では、その幅の中で基準値を設定することを可能とする。

### (2) 会議結果のポイント

我が国の現状に即した対応として、オプション 1 を支持。EU はオプション 3、または妥協案としてオプション 2 を主張したが、最終的に日本、アメリカ、カナダ、フランス等多くの国の賛成でオプション 1 が採択された。

今次部会において採択された水分規制に係る原則（オプション 1）を含めた規格原案をステップ 3 として回付し、次回部会で検討することとなった。

また、フランスは、統一的なガイダンスを提供するためには適正製造規範の検討が重要であり、ホタテ貝柱加工のための取扱規範の策定を開始すべきであると強調した。これに関して、二枚貝の取扱規範の枠組みの中でホタテ貝柱加工のための規範を策定すべきとの意見もあったが、貝柱の加工は全く異なるものであることから、魚類・水産製品取扱規範の枠組みの中で規範の策定を検討することとし、本部会はカナダに新規作業のためのプロジェクト文書を準備するよう求めた。

—以上—